

第7期介護保険料(案)

資料2

1 第7期介護保険料基準月額

施設等の整備(案)や第7期介護保険料の増加要因等を勘案し、介護給付等対象サービス量の推計手順により算出した第1号被保険者保険料基準月額は次のとおりです。

第7期介護保険料基準額 (月額)	5,900円
---------------------	--------

2 介護保険料基準月額の推移

第1期から第7期までの保険料基準月額は次のとおりです。

介護保険 事業期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期				第7期(案)			
	H12~H14	H15~H17	H18~H20	H21~H23	H24~H26	H27~H29				H30~H32			
基準月額 保険料	旧町ごとに異なる 伊吹2,600円 山東2,650円 米原2,880円 近江2,700円	旧町ごとに異なる 伊吹2,900円 山東2,900円 米原3,190円 近江2,950円	3,850円	4,190円	5,108円	5,900円				5,900円			
年額			46,200円	50,280円	61,296円	70,800円				70,800円			
第1号被保険 者の負担割合	17%	18%	19%	20%	21%	22%				23%			
保険料段階			6段階	7段階	9段階	11段階				13段階			
保険料率			0.5~1.50	0.5~1.50	0.4~1.75	0.5~1.80				0.5~2.00			
県財政安定化 基金の貸付金 および償還金			-	-	-	24,000千円 貸付	8,000千円 償還	8,000千円 償還	8,000千円 償還				
介護給付費準備基金保有額※	H17年度 73,242千円	H18年度 109,896千円	H19年度 119,682千円	H20年度 143,540千円	H21年度 143,802千円	H22年度 98,732千円	H23年度 27,555千円	H24年度 26,705千円	H25年度 5,844千円	H26年度 5,875千円	H27年度 39,075千円	H28年度 49,014千円	H29年度(見込み) 110,000千円

※資料:介護保険事業状況報告年報

3 介護保険料の増減要因(第6期→第7期)

増額要因

<p>要因1:利用者等の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口および認定者数の伸びに伴う給付費の増加 <p>要因2:施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画に基づく施設等の増加(看護小規模多機能型居宅介護など) <p>要因3:介護保険法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者負担分(割合)の増加(第7期:23%、第6期:22%) 	<p>要因4:介護報酬改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年4月の介護報酬改定(介護職員の処遇改善のための加算の充実:1.14%) ・2018年4月の介護報酬改定(介護報酬改定率:0.54%) ・2019年10月からの介護報酬改定(介護職員の処遇改善)
--	--

減額要因

<p>要因1:介護保険法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年8月から高額介護サービス費の上限変更(2割負担の方 37,200円→44,400円 経過措置有) ・2018年8月から負担割合の見直し(一定以上所得のある方:3割負担)
--

4 所得段階の設定

第1号被保険者の介護保険料は、本人および世帯の市民税の課税状況や所得の状況をもとに、負担能力に応じ、現行の11段階から13段階の所得段階に区分し、所得段階ごとに定額の保険料として設定する。

現行保険料(H27～H29年度)					新規保険料(H30～H32年度)					平成30年度 (推計人口)
所得段階	対象者	率	月額	年額	所得段階	対象者	率	月額	年額	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人または、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	2,950	35,400	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人または、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	2,950	35,400	1,212
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75	4,430	53,160	第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.70	4,130	49,560	805
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	4,430	53,160	第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75	4,430	53,160	696
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,310	63,720	第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,310	63,720	1,645
第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	5,900	70,800	第5段階 (基準額)	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	5,900	70,800	2,349
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,080	84,960	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が35万円未満の人	1.15	6,790	81,480	181
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	7,670	92,040	第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が35万円以上120万円未満の人	1.20	7,080	84,960	1,853
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	1.50	8,850	106,200	第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	7,670	92,040	1,528
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	1.60	9,440	113,280	第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	1.50	8,850	106,200	352
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	1.70	10,030	120,360	第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満の人	1.60	9,440	113,280	184
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上の人	1.80	10,620	127,440	第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	1.80	10,620	127,440	223
					第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.90	11,210	134,520	80
					第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.00	11,800	141,600	58

※国において、低所得者に対し、公費による保険料軽減の強化を図る予定である。